

Title	壬戌学制発布以後中華民国政府台灣移転までの中国における体育とスポーツ
Sub Title	Physical education and sports in China from 1922 to 1949, the Nationalist Government's removal to Formosa
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1962
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.2, No.1 (1962. 9) ,p.1- 36
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00020001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

壬戌学制発布以後中華民国政府台灣移転 までの中国における体育とスポーツ

笹 島 恒 輔*

1. はじめ
2. 壬戌学制・戊辰学制——民国学校法
3. 戦時下
 - I. 国民政府治下
 - II. 日本占領下
4. 太平洋戦争の終結から中華民国政府の台湾移転まで
5. むすび

1. はじめ

清朝末期（阿片戦争以後）より中華民国初期（壬戌学制発布前まで）の中国における体育とスポーツについては体育研究所研究紀要第1巻第1号に述べたが、本号ではその続編として壬戌学制発布以後第2次世界大戦終了後国共内戦により中華民国政府が台湾に移転する迄の中国における体育とスポーツについて述べる。

本号で扱う時期の中華民国は第1次世界大戦後の安定期に入り列強の帝国主義が再び中国に向い着々とその政策を進めだし、これに対して、第1次世界大戦中に民族産業が急激に発達した中国の民衆、特に労働者は、知識人・学生の指導により民国14年（1925年）の五・三〇事件等の反帝運動を展開した。中国国民党は民国12年連ソ容共の方針のもとに大改造を行なって広東政府を樹立し、民国15年に北伐を開始し上海・南京をまたたく間に占領し、北伐軍の蔣介石は上海クーデターを断行し共産党を弾圧し南京政府を樹立した。南京政府は広東から武漢に移った武漢政府と対立したが、武漢政府もまもなく共産党と訣別して南京政府に合流した。

国民政府は北伐を再開したが民国17年に張作霖の死によって中国全土は国民党の支配下に入った。以後国民政府は軍閥を擁して浙江財閥と結び経済政策を進め、新生活運動を実施して国内改革にある程度の成果を収めた。しかし満州事変以後の日本の中国進出に対する「一面抵抗・一面交渉」の対策をとっただけで中共政権打倒に専心した。民国25年（1936年）西安事件が起こり、第2次国共合作となり抗日民族統一戦線が結成された。翌、民国26年に日華事変が

* 慶應義塾大学体育研究所助教授

起り戦線の拡大とともに国民政府は奥地に移転し太平洋戦争となった。この間に国共の反目は次第に著しくなっていった。太平洋戦争も民国34年日本の敗北により終了した。戦後、国民党と共产党の相剋は再び激しくなり、国民党は一時優勢を示したが、その後共产党が優勢となり国民政府は台湾に移転した。このように変転の激しい時期である。

この時期は世界においても変革期であり、中国もその影響を免れることができず、国共の合作・国共相剋・満州事変・日華事変・太平洋戦争・国民政府の台湾移転と、種々のことがめまぐるしいほどであった。

- (1) 体育研究所紀要第1卷第1号1~25頁。
- (2) 民国14年5月30日に上海で起った中国人射殺事件を口火とする中国の反帝国主義・愛國運動。
この事件による死者は36~60名といわれる。五・三〇の愛國運動は、あらゆる愛國者が団結して民族運動としてかつてない規模で行なわれた。労働者階級の力量が強く発揮されはじめ、目標が不平等条約の廃棄、帝国主義反対という明確な形をとるようになり、国民党・共产党という政治的中心を持っていたことで画期的なものといわれる。
- (3) 民国23年(1934年)蒋介石が提唱した民族教育運動。当時日本の帝国主義と中国共产党との対決に迫られていた中国国民党が国民精神の振興のため採用したもの。識字教育の分野で相当の成功を収めたが、眞の民衆教育とはなり得なかった。
- (4) 民国25年(1936年)12月12日に陝西省西安で張学良が蒋介石を監禁した事件で、双十二事件ともいわれる。当時国民党は反共戦を行なっており、張学良は西安において共産軍の討伐を命ぜられていたがこれを行なわなかつたので、説得のために西安に赴いた蒋介石を監禁した事件。周恩来の調停で蔣は釈放されたが、この結果第2次国共合作が成立した。

2. 壬戌学制・戊辰学制——民国学校法——

壬戌学制・戊辰学制——民国学校法の時期は民国11年(1922年)に孫文を指導者とする国民党が中共の提案を容れて容共政策を決定し、民国14年孫文の死後に廣東政府を樹立し、蒋介石の指揮下に民国15年に北伐を開始し、上海・南京を占領した。蒋介石は上海クーデターを断行し(民国15年)共産党を弾圧し国民政府を民国16年に樹立し、翌民国17年には北京の張作霖を追って北伐を完成し、都を南京に定め、浙江財閥と結び米・英の援助により或る程度の成功をおさめたが、中国に進出を目指す日本と衝突し、民国20年(昭和6年)に満州事変が起きて満州を失った。国民政府は日本の進出に対しては「一面抵抗・一面交渉」の対策をとっただけで中国共産党の打倒に専心していた。その後第3次国共合作もなつたが、民国26年(昭和12年)7月7日に日華事変(中国では7・7事変)の勃発により戦時体制に突入するまでの時代である。

壬戌学制の時期は、国民政府が中国を統一し、戊辰学制発布の準備に入る時期で、中国が安定期に向った時期であるが、政情の不安定から教育も十分に行なわれていなかつた。

戊辰学制の時期は、国民政府が一応の安定期に入り、思想統一工作をはじめその方針を徹底するために教育に対しても種々の改革をこころみ、各学校法を公布し、各教科内容の教授要目

も定めて公布し、中国教育の内容が一応整備され社会教育も盛んになり、男女平等の教育が行なわれた。

壬戌学制

清末から中華民国初期にかけては、日本に留学する者が多く、学制にもその影響が多かったが、民国7・8年ごろには米国に留学して帰国する者が次第に多くなり社会的にも相当な勢力となり、彼らは当時の米国において最も盛んな小・中学校の6・3・3制を中国に移植しようとした。当时、民国元年（1912年）に発布された壬子学制に対していくつかの欠陥があると認められたが、その理由を王鳳喈編著の「中国教育史」は、

1. 予科制の存在は学制全部の統一を阻礙している。
2. 小学校の年限が長すぎ国民の経済能力に適合していない。
3. 中学の学科が多すぎて進学や就職に種々の困難を感じる。
4. 各種の学校の科目に融通性がなく、選択の自由を欠いている。
（6）

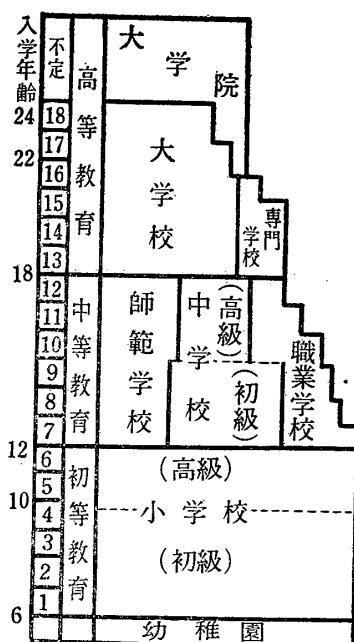
と述べている。

壬子学制は欠点が種々あったので民国5年（1916年）全国教育联合会は中学3年より職業科目を設けることを建議した。民国6年教育部はこの建議を採用して、各省区の中学をして参酌の上第2部の設置を許可した。同7年、教育部は中等学校校長会議を召集して、中学の課程、訓練およびその小学・大学との接続の問題について討論した。同年、米国に留学の学生をもって中堅とする中華教育改進社が会を開き、教育の宗旨を改訂して「健全な人格を養成し、共和精神を發揮する」となすことを建議した。民国8年、教育部は中等学校の地方的状況を酌量して科目と時間の増減を許可した。以上のごとき種々の事実は、すべて学制改革の前ぶれとみることが出来るであろう。

民国10年、第7回全国教育联合会が廣東で開会され、当时各省区教育会の新学制草案を提出したもの10省の多きに達したのをみても、いかにこの問題が重要視されていたかを知ることが出来る。ついで会員の討論と修正を経、ここに新学制の系統ある草案がついに誕生した。民国11年、教育部は学制改革の免れないことを知り、9月に遂に学制会議を召集し、联合会の草案に対して修正を加えた。そして同年12月には第8回全国教育联合会を濟南に開会して、学制草案に対し最後の修正をなし、教育部は両案を参照して遂に学校改革案を頒布した。
（7）

この壬戌学制において体操科という名称が体育と改称され、その範囲も拡大された。また、壬戌学制下の民国16年に廣西省教育厅に体育督學が設けられ、同年12月には大学院（教育部を民国16年に大学院と改称、後また教育部となる）に体育指導委員会が設けられた。しかし、この体育指導委員会はまもなく廃止されてしまった。

第1表 壬戌学制学校系統図



壬戌学制は、奏定学堂章程・欽定学堂章程・壬子学制が日本式の教育制度であったのに対して米国式の教育制度である（第1表）。

壬戌学制では小学校は初級4年高級2年で、満6歳を学齢とし、暫くは4年間を義務教育とし（各地方は適当な時期に延長することが出来る）、義務教育の入学年齢は、各省区の地方的事情によって自らこれを定めてよいとした。中学は初級3年高級3年で、場合により初級4年高級2年、または初級2年高級4年でもよいとし、学分制を採用した。⁽⁸⁾

この学分は毎週1時間の授業を半年間実施すれば1学分とする1種の単位制であった。

壬戌学制により初級中学の体育は、体育12学分、生理衛生4学分。高級中学の体育は、衛生法・健康法・各種運動を内容として10学分と規定された。

壬戌学制の時期は国民政府による中国統一のための戦争が各所で行なわれていたために、各教科の教授要目はついに一つも公布されなかった。

民国17年（1928年）に大学院（教育部）が、専門学校以上に軍事教育を一律に加課し、中学校以下に体育を一律に重んじることを通令し、同年国民政府は高級中学以上の学校軍事教育方案を公布した。⁽⁹⁾

戊辰学制——民国学校法

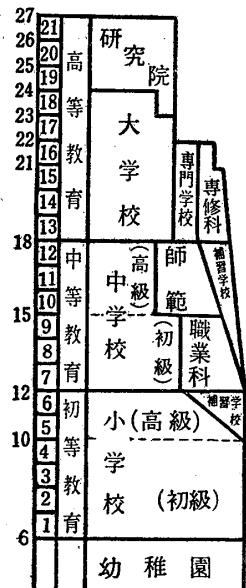
国民政府は都を南京に定めてから思想統一工作をはじめ、その方針を徹底するために教育に対しても種々の改革をこころみ、民国16年には教育部を改組して大学院制を施行し、民国17年9月に正式に教育方針を決定し全国教育会議を召集し新学制の起草に関して決議した。この学制は「戊辰学制」といわれる（第2表）。戊辰学制は壬戌学制と同様に6・3・3制をとっているが壬戌学制が直輸入の形式的な6・3・3制であったのに対して、これを中国の実情に沿うように改めたものである。

国民政府は三民主義に基く教育を行なうために民国18年4月に教育宗旨を公布した。⁽¹¹⁾

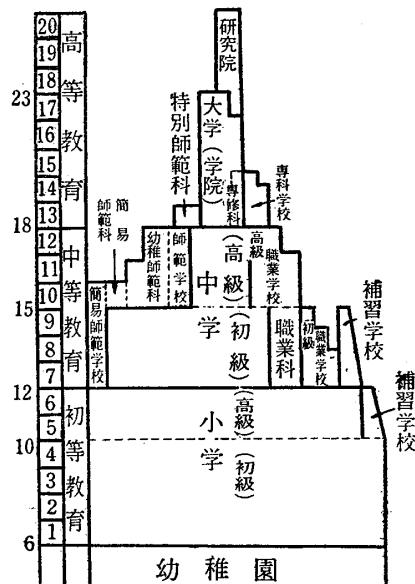
この戊辰学制を徹底させるために民国18年に小・中学校の暫行条例を公布し、学校法を公布了。学校法は戊辰学制を徹底するために公布したもので、民国18年（1929年）に大学組織法・専科学校法を、民国21年に小学校法・中学校法・師範学校法・職業学校法を公布した。これらの学校法は民国18年の教育宗旨と実施方針とを教育の基本理念とすべきであると規定している。

る。教育部は学校法に従って各学校の規定を制定公布した。この学校法により国民政府の学校系統は確立された。⁽¹²⁾

第2表 戊辰学制の学校系統図



第3表 現行学校系統図



戊辰学制（民国学校法）の特徴は三民主義による教育・師範教育の充実・男女平等の教育・中学校以上の軍事訓練である。また、高級中学の学分制は廃止された。特に民国20年（1931年）には満州事変（中国では9・18事変）が起こって満州を失って以後は、特に軍事訓練には力をそそいだ。

民国学校法による体育の授業時数・目標並びに授業内容は民国25年版「中華民国法規大全」⁽¹³⁾によると、

授業時数⁽¹⁴⁾

小学校——低学年（1・2年）唱歌・遊戯週180分。中学年、3年週120分、4年週150分。高学年（5・6年）週180分。外に各種集団活動（朝礼・週会・紀念週・課外運動・童子軍・児童の自治⁽¹⁵⁾団体活動）を低学年週180分、中学年週270分、高学年週380分実施。（民国25年7月修正公布）

中学校

初級中学——各学年共体育・童子軍で週4時間。2時間が童子軍、ほかに課外の訓練が週1時間。毎日朝の体操。（民国25年2月18日修正公布）

高級中学——各学年共体育週2時間、軍事訓練（女子は軍事看護）1年のみ週3時間。朝の体操。（民国25年2月18日修正公布）

師範学校

師範学校（体育師範学校を除く）——体育各学年共週2時間、軍事訓練（男子）1・2年週3時間、軍事看護（女子）1年のみ週3時間。毎日朝の体操および課外体育を1時間（民国23年10

月公布)。

郷村師範学校——体育は3年前期まで週2時間、軍事訓練、軍事看護は1年のみ3時間。朝の体操および課外については師範学校に同じ。

簡易師範学校——体育は各学年ともに週2時間。軍事訓練・軍事看護は無し。体操および課外については師範学校に同じ。

簡易郷村師範学校——体育は4年前期まで週2時間。他は簡易師範学校に同じ。

実業学校の体育は毎日20分。高級実業学校は週2時間。

施設については小学規定・中学規定・師範学校規定により、小学校では運動場、中学・師範学校では運動場、出来うれば体育館を設備するように規定している。

体育の目標

(16)

小学校中・高学年

1. 児童の身体各器官の機能を良くし、もって全身の順当な発育をはかる。
2. 児童が身体活動を愛好するという本性に順応してその運動能力を発展させ、その日常生活の上に国防上必要な運動技能を養成する。
3. 児童の勇敢・敏捷・耐苦・誠実・公正・犠牲的精神を培養し、法を守り、互に助けて愛国的公民道徳を作り上げ、もって民族を復興し、侮を防ぎ、敵に対する準備をする。
4. 児童が喜んで運動する習慣を身につけ、正しい娯楽の基礎を国民につける。

中学校

初級中学

1. 身体を鍛錬し、身心を健全に発育させ、併せて生活に必要な運動能力を養成する。
2. 団体運動に重きをおき、服従・耐労・自治・忠勇の心を養成し、規律とその他の公衆道徳を守らせる。
3. 身体反応の鋭敏性を増進し、優美正確な姿勢をつくり、運動を楽しむ習慣をつくる。

高級中学

1. 身体の継続鍛錬により身心を健全に発育させ、生活上必要な運動能力を養成する。
2. 団体運動の継続訓練と公民道徳に重きをおく。
3. 身体の発育にともなう不良姿勢を改進し併せて運動を楽しむ習慣を養成する。

師範学校

師範学校

1. 身体を鍛錬し身心を健全に発育させ、もって民族の振興を期する。
2. 良好的な団体生活と余暇を善用する技能を訓練する。
3. 小学校の体育科目を担任するための知識と技能を養成する。

郷村師範学校

- 1., 2. 師範学校に同じ。
3. 郷村小学校の体育科目を担任するための知識と技能を養成する。

簡易師範学校

1. 身体を鍛錬し、身心を健全に発育させ、小学校教員としての資格を養成する。
2. 良好的な団体生活と余暇を善用する習慣を養成する。
3. 小学校の体育科目を担任する知識と技能を訓練する。

簡易郷村師範学校

1. 簡易師範学校に同じ。
2. 天然の環境と団体運動を利用し公民道徳を培養する。
3. 簡易師範学校の2に同じ。
4. 郷村小学校の体育科目を担任する知識と技能を養成する。

授業内容

(17)

小学校中・高学年

3・4学年

遊戯——鬼遊び・競争遊戯・ボール遊戯。

リズム運動——唱歌遊戯・舞踊・古式舞踊。

体操——準備体操・模倣体操。
(18)

運動——マット運動・簡易な器械運動・巧技運動・簡単な球戯・陸上競技(短距離・走幅跳・投擲・立幅跳・走高跳)。

その他——遠足・登山・水泳・ボート・スケート。

5・6学年

遊戯——競争遊戯・ボール遊戯。

リズム運動——唱歌遊戯・舞踊・古式舞踊・行進法。

体操——準備体操・模倣体操・普通体操・太極拳体操。
(19)

運動——マット運動・簡易な器械運動・簡易な球戯・簡易な陸上競技。

その他——遠足・登山・水泳・ボート・スケート。

〔附記〕

1. 課外運動は授業で行なったものを主として行なわせる。
2. 課外には毎日集団活動と個人の自由活動を行なうべきである。
3. 高年級の男子には陸上競技、女子にはリズム運動の比率を多くする。

中學

中国における体育とスポーツ

初級中学

第1学年

1. 体操。 2. 巧技。 3. 活発な器械運動（冬季に実施）。 4. 器械運動。 5. 陸上競技（女子は軽減）。 6. 球技。 7. 自然活動（水泳・スケート・登山・乗馬・ボートその他），課外にも十分に行なわせる。 8. 国術。 9. 舞踊（男子は軽減）。 10. 遊戯。 11. 矯正体操（身体に欠陥のある者に実施させる）。 12. 和緩運動（激しい運動を行なった者が実施）。

第2・第3学年は第1学年より4を除く。

天候の関係で室外での授業が不可能な時には室内で体育常識や競技規則等を講義する。

高級中学

第1学年

1. 体操。 2. 器械運動。 3. 団体混合器械運動。 4. 陸上競技（女子は軽減，男子は武装競走・手榴弾投擲等の応用教材を加える）。 5. 球技。 6. 自然活動（水泳・スケート・登山・乗馬・ボートその他），課外にも十分に行なわせる。 7. 国術。 8. 舞踊（男子は軽減）。 9. 遊戯。 10. 矯正体操（身体に欠陥のある者に実施させる）。 11. 和緩運動（激しい運動を行なった者が実施）。

第2・第3学年は第1学年より3を除く。

天候の関係で室外での授業が不可能な時には室内で体育常識や競技規則等を講義する。

師範学校

師範学校

第1学年

1. 遊戯。 2. 巧技（マット運動を含む）。 3. 混合器械運動。 4. 球技（各種球技の基本となる遊戯に重点を置く）。 5. 陸上競技（団体競技の各種項目に重点を置いて実施する）。 6. リズム運動（舞踊と音楽の伴奏で行なう各種の運動を含む）。 7. 水上競技（水泳・ボートを含む）。 8. 冬季の運動（スキー・スケートを含む）。 9. 体操。 10. 矯正体操と和緩運動。 11. 国術。

第2学年

1. 遊戯（わが国の郷土遊戯・小学生の行なう競争遊戯並びに昔から伝承されたもの等に重点を置く）。
2. 器械運動（自然・応用共に小学生の実施出来るものに重点をおく）。 3. 球技。 4. 陸上競技（基本動作に重点をおく）。 5. リズム運動（遊戯と唱歌，劇情を表わすのに重点をおく）。
6. 水上競技。 7. 冬季の運動。 8. 体操。 9. 矯正体操と和緩運動。 10. 国術。
11. 体育概論（後期に実施）。

第3学年

中国における体育とスポーツ

1. 巧技（小学生に適用するもの）。
2. 簡単な器械運動とマット運動（小学生に実施するもの）。
3. 球技（簡単な、小学生に出来るもの）。
4. 陸上競技（審判法・教授法）。
5. リズム運動（教授法に重点をおく）。
6. 国術。
7. 体育教授法（各論に重点を置き、前期に実施）。

郷村師範学校

1. 遊戯。
2. 巧技（マット運動を含む）。
3. リズム運動。
4. 球技。
5. 陸上競技。
6. 国術。
7. 混合器械体操。
8. 水上競技（ボート・水泳）。
9. 冬季の運動（スキー・スケート）。
10. 踏毽子・繩跳。
(21)

第2学年

一、学科

1. 体育概論

二、術科

1. 遊戯。
2. マット運動。
3. 体操・リズム運動。
4. 球技。
5. 陸上競技。
6. 国術。
7. 混合器械体操。
8. 水泳・スケート。
9. 踏毽子・繩跳。

第3学年

一、学科

1. 体育教授法

二、術科

1. マット運動。
2. 球技。
3. 陸上競技。
4. 水泳・スケート。
5. 矯正体操・和緩運動。
6. 遠足。
(22)

簡易師範学校

第1学年

1. 遊戯。
2. 巧技。
3. 混合器械運動。
4. リズム運動（舞踊と音楽の伴奏をともなう各種のものを含む）。
5. 球技（各種球技の予備遊戯に重点をおく）。
6. 陸上競技（女子は軽減）。
7. 国術。
8. 体操。
9. 水上競技（ボート・水泳を含む）。
10. 冬季の運動（スキー・スケートを含む）。
11. 遠足。
12. 矯正体操・和緩運動。

第2学年

1. 遊戯（競争遊戯と小学生の遊戯）。
2. 巧技。
3. 混合器械運動。
4. 球技。
5. 陸上競技（女子は軽減）。
6. 国術。
7. 体操（保健体操・陸上競技、器械運動等の予備動作を含む）。
8. リズム運動。
9. 水上競技。
10. 冬季の運動。
11. 野外活動。
12. 矯正体操と和緩運動。

第3学年

一、術科

中国における体育とスポーツ

1. 遊戯（競争遊戯と戦争遊戯に重点をおく）。
2. 巧技。
3. 混合器械運動。
4. 球技。
5. 陸上競技（女子軽減）。
6. 国術。
7. 体操。
8. 舞踊（男子軽減）。
9. 水上競技。
10. 冬季の運動。
11. 野外活動。
12. 矯正体操と和緩運動。

二、学 科

1. 体育概論

第4学年

一、術 科

1. 遊戯（小学校体育教授要目に従い学生自ら選択して班をつくり実施）。
2. 巧技。
3. 混合器械運動。
4. 球技。
5. 陸上競技（小学生の項目を教授）。
6. 国術。
7. 体操。
8. リズム運動。

二、学 科

1. 体育概論。
2. 体育教授法（第4学年の前期に毎週1時間）。

簡易郷村師範学校

第1学年

1. 遊戯。
2. 球技（正式でないもの）。
3. 巧技。
4. 体操。
5. 陸上競技（簡易なもの）。
6. 国術。
7. 器械運動。
8. 水上競技・冬季の運動。
9. 踢毽子・繩跳。

第2学年

1. 遊戯。
2. 球技と、正式でない球技。
3. 巧技。
4. 体操。
5. 陸上競技（簡易なもの）。
6. 国術。
7. 器械運動。
8. 水上競技・冬季の運動。
9. 踢毽子・繩跳。

第3学年

一、学 科

1. 体育概論

二、術 科

1. 遊戯。
2. 球技。
3. 体操。
4. 陸上競技（簡易なもの）。
5. 国術。
6. 器械運動。

第4学年

一、学 科

1. 体育教授法

二、術 科

1. 球技。
2. 水上競技・冬季の運動。
3. 矯正体操・和緩運動。
4. 国術。
5. 体操。
6. 遠足。

民国学校法においては義務教育の普及をはかり初等教育の発展に力をそそぎ、就学率の向上に努めたので、そのために生ずる教員不足に備えて師範教育に力を入れた。しかし地方により

伸縮性をもたせなくてはならないために師範学校と郷村師範学校とではその授業内容を画一的に出来なかった。

体育教員も学校の増加にともなって不足したために、体育教員養成のための学校も次々と設けられた。しかし、呉文忠氏がその著「體育史」の中で「……表面だけを見ると学校の数も少なくなく体育教員の養成には問題がないように見えるが、実際には経費や人事関係からすぐに廃止されたものや、粗製濫造で計画案だけに留まるなど、自然淘汰されたものが非常に多かった。……」と述べているように体育教員養成の学校の設立にも計画性がなく、また学校といえないような設備の貧弱なものもあった。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

教育部は体育教員の質の向上を計るために民国23年12月1日に「体育師範学校学生卒業試験科目」（一地区単位で行なう試験）を決定し公布した。

これは普通科目と体育科目とに分れており、体育科目は学科と術科に分かれている。

学科は体育原理と体育行政で、術科は男子・女子に分れ種目別の基準が定められた。

それは、

男子——陸上競技（100M, 1500M, 走高跳, 走幅跳, 槍投, 円盤投, 砲丸投<16ポンド>, 競技規則, 教授法）・器械体操（鉄棒, 平行棒, 木馬）・球技（サッカー, バスケットボール, バレーボール）・柔軟体操・マット運動・国術。

女子——陸上競技（50M, 400M, 走高跳, 走幅跳, 砲丸投<8ポンド>, ソフトボール投<14吋>）・器械体操（鉄棒, 平行棒, 木馬）・球技（バスケットボール, バレーボール, ソフトボール）・柔軟体操・マット運動・国術。⁽²⁵⁾

となっており、陸上競技は到達目標のタイムと記録が、他の種目では動作が規定されている。

この試験は会考といわれ、一区域の各学校を卒業する者を集めて行なわれた。

大学の体育については、民国25年2月4日の「暫行大學體育課程概要」（教育部第11312号部令公佈）により定められた。

それによると、

体育の目標

1. 健全な体格を鍛錬する。
2. 公勇合作の精神を培養する。
3. 訓練を一般生活と国防の技能に応用する。
4. 運動によって身心調節の習慣を養成する。

体育の授業時数

1. 実技は毎週2時間
2. 課外運動は毎週少なくとも2回、毎回50分。毎日朝の体操を15分。

授業内容

1. 球技（バスケットボール・サッカー・ソフトボール・バレー・ボール・庭球・ハンドボール—女子はサッカーを除く—）， 2. 陸上競技， 3. 水泳， 4. 器械体操， 5. 国術（小林拳・形意拳・太極拳・八封拳・刀術・棍術・槍術等）， 6. マット運動， 7. 体操（ドイツ体操・デンマーク体操・矯正体操等）， 8. 特種運動（武装競争・劈刺・手榴弾投・武装幅跳・武装高跳・障礙競走等一男子のみ）， 9. リズム活動（女子のみ）， 10. 和緩運動（弓・槌球・椎木餅＜槌球・椎木餅とはどのようなものか不明＞・デッキテニス・ホスシューズ・踢毽子等）， 11. 野外活動（ボート・登山・キャンプ・操縦＜自動車等＞・乗馬・自転車・スケート等）。

となっている。

壬戌学制・民国学校法の時期には（民国26年—1937年—7・7事変勃発まで）25の体育教員養成の学校が設けられた。学校名・所在地・設立された年を年代順に書くと次の通りである。

中山体育専門学校・江蘇省蘇州・民国12年（1923年），上海滬江女子体育専門学校・上海・民国13年，奉天私立体育専門学校・滿州奉天・民国13年，浙江体育師範学校・浙江省杭州・民国14年，私立東吳大学体育学部・江蘇省蘇州・民国14年，西南体育専門学校・四川省・民国14年，遼寧省立師範学校体育科・滿州遼寧省遼寧，私立民國大学体育専攻科・北京・民国14年，上海中国体育学校・上海・民国16年，華東体育専門学校・上海・民国16年，蘇州成烈体育師範学校同専攻科・江蘇省蘇州・民国17年，國立東北大学体育専攻科・遼寧省瀋陽（滿州）・民国18年，國立北平女子文理学院体育専攻科・北京・民国20年，私立民本体育師範学校・四川省成都・民国20年，私立江南体育師範学校・上海・民国20年，私立馮庸大学体育学部・北京・民国21年，中央国術体育専門学校（後の國立国術体育師範専門学校）・南京・民国22年，北平市立体育専門学校・北平・民国23年，河南省立開封師範学校体育科・河南省開封・民国23年，福建省立福州師範学校体育科・福建省福州・民国23年，廣東省立体育専門学校・廣東省広州・民国24年，上海市立体育専門学校・上海・民国25年，國立重慶大学体育科・四川省重慶・民国25年，江西省立体育師範学校・江西省泰和・民国25年，雲南省立昆華体育師範学校・雲南省昆明・民国25年。⁽²⁶⁾

これらの学校の中には設備も悪く，1, 2年で廃校になったものもあり，滿州所在の学校は民国20年（1931年）の滿州事変（中国では9・18事変）で必然的に廃校となった。また，日華事変（中国では7・7事変）で廃校になったものもあり，奥地に移転して存続したのもあった。

競技会の開催と体育団体の設立

中国が安定すると競技会も盛んになり各地で開催されるようになった。国民政府は，国民体育法（民国18年4月18日国民政府公布）・民衆業余運動会辦法大綱（民国20年4月18日教育部公布）・国民体育実施方案（民国21年10月教育部公布）・全国運動大會舉行辦法（民国24年3月11日教育部公

布) という体育・スポーツ奨励のための法案も公布された。

これらの法案により全国運動会は2年に1回、各省市の運動会は年1回、各学校の運動会も年1回開催するように決定され、体育施設についても、学校にグランド、体育館、プールの建設、各省・行政院直轄市にグランドの建設を定めている。

法案に定められはしたが國際状勢、中国国内の事情から全国運動会も2年ごとに開かれたかったし、グランド、体育館の建設も所期の目的を達するまでにはいたらなかった。

全国運動会

「国民体育実施方案」により2年ごとに全国運動会は開催されることになっていたが、民国26年（1937年—昭和12年）までに第3回（民国13年—1924年）、第4回（民国19年）、第5回（民国22年）、第6回（民国24年）が行なわれただけである。全国運動会の会場については、民国24年3月11日教育部公布の全国運動大会挙行辦法により第5回は首都（南京）、第6回は各省市、第7回は首都というように、首都と各省市で交代に実施するように決定された。

第3回全国運動会

民国13年（1924年—大正13年）5月22日～24日に全国業余運動聯合会の主催で湖北省武昌で挙行された。

参加選手は520人で、小呂宋（フィリピン）の華僑青年バスケットボールチームも参加した。競技は前回と同様に、華東、華中、華南、華北に分けて得点をあらそった。

競技種目は、陸上競技・サッカー・野球・バレーボール・バスケットボール・庭球の他に今回から水泳・女子球技・童子軍・国術・器械体操の演技が加わった。

競技結果は、

陸上競技 1位華北113点、2位華東108点、3位華中28点。

水泳 1位華中42点、2位華南27点、3位華東8点。

球技優勝 サッカー華東、野球華東、バスケットボール華北、バレーボール華南、庭球単華北、複華東。

総合優勝 華北。

であり、会期中の観衆は約5万人といわれ、審判員も水泳と野球の他はすべて中国人で充当した。記録は中国の水準を示したが、当時の日本、フィリピンと比較すると低いものであった。⁽²⁷⁾

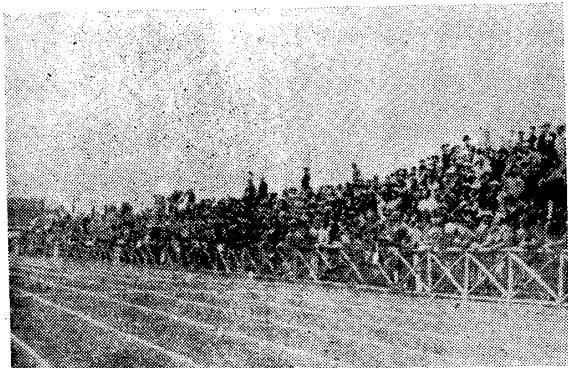
第4回全国運動会

民国19年4月1日～10日に国民政府の主催で浙江省杭州で挙行された。

全国運動会は民国13年に第3回が行なわれて以後しばらく行なわれなかつたが、その間を無為に過ごしていたのではなく、民国13年に成立した中華全国体育協進会を中心にして積極的に準備をしていた。たまたま極東大会が第9回（民国19年—1930年）から4年に1回の開催となっ

たので、全国運動会を2年ごとに開催し、その選手の中から極東大会の選手を選ぶことにした。第8回極東大会は民国16年に中国で開催されることになっていたので、その予選を兼ねて民国15年に広東省広州で第4回全国運動会を開催することに決定していたが、政局の不安から延期された。⁽²⁸⁾

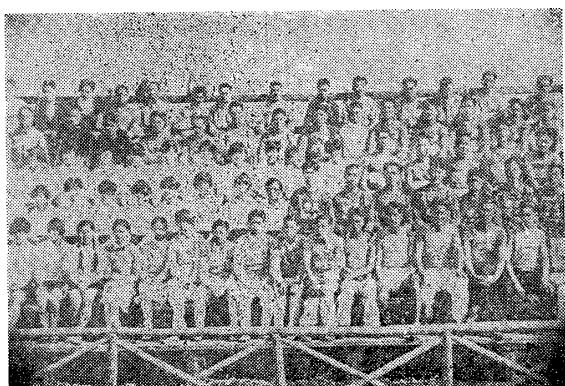
第1図 第4回全国運動会入場式



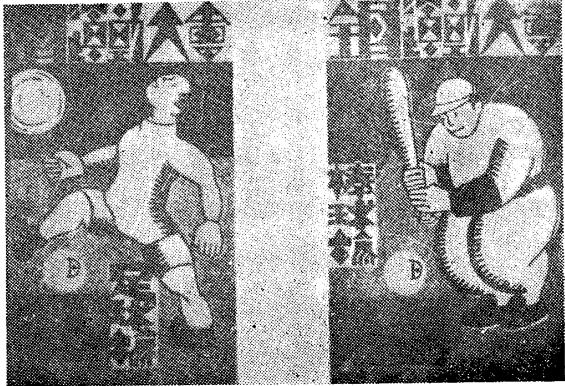
第2図 同陸上競技場



第3図 同出場選手の一部



第4図 同入場券の一部



(いずれも「第4回全国運動会」報告より)

第4回全国運動会からは主催も国民政府となり、参加単位も省・市・特別区・華僑団体となつた。

参加者は省・市・特別区・華僑を合わせて22単位であり、参加人員は男女合わせて1630人であった。日本からは神戸の華僑がバスケットボールに参加した。

競技種目は、男子——陸上競技・水泳・サッカー・バスケットボール・庭球・野球。女子——陸上競技・バスケットボール・バレー・ボル・庭球、であった。

全種目出場は男子では湖南省と上海、女子は広東省・江西省・湖南省・浙江省・江蘇省・北平・天津・上海であった。参加チームのいちばん多かったのは陸上競技で男子20、女子17であり、少ないのは男子では野球の4、女子では庭球の10であった。参加人員の多かったのは、男子は湖南省・上海、女子は上海・北平・江西省で、少なかったのは男子は山西省(2人)・四川省・青島(10人)、女子は四川省(1人)・山東省(2人)・青島・北平・東特区(ハルビン)

(5人) であった。

得点方法は、陸上・水泳の各種目が1位5点、2位3点、3位2点、4位1点となっていた。

競技結果は、

陸上競技（5種競技・10種競技・800Mリレー・1500Mリレーは全能という種目で陸上競技とは別に扱う）

男子——1位遼寧省49点、2位上海45点、3位広東省16点、4位天津15点½、5位北平15点、6位江蘇省7点、7位南京5点½、8位ハルピン・福建省5点。

女子——1位広東省20点、2位ハルピン17点、3位北平9点½、4位湖北省9点½、5位遼寧省7点、6位南京3点½、7位湖南省3点½、8位天津1点½、9位上海1点。

全能 1位上海36点、2位遼寧省20点、3位天津14点、4位広東省10点。

水泳 1位香港58点、2位遼寧省19点、3位広東省12点、4位上海6点、5位湖南省2点。

球技優勝

男子——サッカー上海（参加チーム10）、バスケットボール天津（参加チーム16）、バレーボール広東省（参加チーム14）、庭球広東省（参加チーム13）、野球香港（参加チーム6）。

女子——バスケットボール北平（参加チーム15）、バレーボール上海甲（参加チーム14）、庭球天津（参加チーム10）。

総合優勝は優勝の数で決定したので、男子は広東省・上海・香港、女子は広東省であった。

第4回大会の観衆は約7万人であったといわれる。極東大会の中国の成績から見て陸上・水泳のレベルは低く、記録的には見るべきものはなかった（サッカーは極東大会で連続優勝）。
(29)

第5回全国運動会

民国22年10月10日～20日に国民政府の主催で南京で挙行された。第5回は民国20年に挙行されるはずであったが、同年9月に満州事変（中国では9・18事変）が起こったために延期され、民国22年挙行となった。

参加者は省・市・華僑を単位とする30チームで、その中には日本に占領された満州の遼寧・吉林・黒竜江の3省からも参加し、参加人員は2248人で、チームとしては上海177人（男子109人、女子68人）、江西省174人、広東省163人が多いチームであった。

競技種目は前大会の種目のほかに新たに女子の水泳とソフトボール、男女の国術が加わった。

競技結果は、

陸上競技

男子

トラック 1位上海25点、2位北平13点、3位河北省13点、4位遼寧省11点、5位山西省7

点、6位山東省6点。

フィールド 1位上海30点、2位北平26点、3位江蘇省6点、4位河北省6点、5位南京5点、6位遼寧省3点。

全能 1位上海44点、2位北平18点、3位廣東省14点、4位南京8点、5位福建省4点。

女子

1位上海64点、2位廣東省36点、3位山東省14点、4位河南省7点、5位北平6点、6位湖南省3点、7位福建省2点。

水泳

男子

1位廣東省44点、2位香港18点、3位遼寧省13点、4位北平8点、5位上海5点、6位福建省・河北省3点。

女子

1位香港45点、2位廣東省14点、3位青島4点、4位遼寧省1点。

球技優勝（括弧内は参加チーム数）

男子 サッカー上海(17)、バスケットボール河北省(23)、バレーボール上海(15)、庭球上海(17)、野球廣東省(7)。

女子 バスケットボール上海(17)、バレーボール上海(14)、庭球山西省(16)、ソフトボール廣東省(9)。

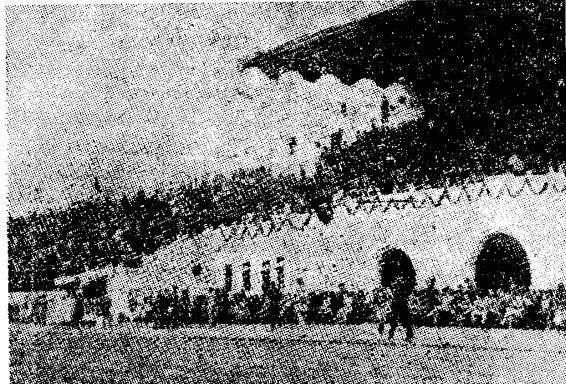
総合優勝は男女とも上海。

であった。
(30)

第6回全国運動会

「全国運動大会挙行辦法」に従い第6回全国運動会は民国24年（1935年）10月10日～20日に国民政府の主催で上海で挙行された。

第5図 第6回大会会場（吳文忠編「體育史」より）



参加者は省・市・華僑を単位とする38チーム2700人で、その中には東北（満州）5省からの参加者もあった。競技種目は前回と同様であったが、エキジビションとして重量挙・5万米競歩・蒙古相撲・ポロ・小型サッカー・自転車・選抜選手と上海在留外人と対抗陸上競技が行なわれた。総合では男女共上海が優勝、2位は男女共に廣東省。第6回大会では19の中国新記録が出た。

競技結果は、

陸上競技

男子

トラック 1位上海77点、2位マレー華僑22点、3位山西省17点、4位遼寧省15点、5位広東省13点、6位江蘇省10点、7位北平5点。

フィールド 1位上海51点、2位遼寧省24点、3位北平19点、4位南京14点、5位広東省12点、6位河北省10点、7位マレー華僑7点。

全能 1位遼寧省19点、2位上海17点、3位広東省16点、4位北平15点、5位山西省7点、6位南京・マレー華僑4点。

女子 1位上海116点、2位マレー華僑47点、3位広東省30点、4位福建省24点、5位河南省10点、6位青島8点。

水泳

男子 1位広東省57点、2位香港50点、3位マレー華僑30点、4位上海12点、5位広西省・福建省11点、6位フィリピン華僑4点。

女子 1位広東省62点、2位香港40点、3位広西省15点、4位南京3点。

球技優勝（括弧内は参加チーム数）

男子 サッカー香港(19)、バスケットボール河北省(24)、バレーボール上海(15)、庭球上海(20)、野球上海(5)。

女子 バスケットボール上海(16)、バレーボール上海(11)、庭球山西省(12)、ソフトボール山東省(6)。

国術 男子・河南省、女子・湖南省。

であった。

第7回全国運動会は民国26年（1937年）に首都南京で開催されることになっていたが、同年の7月7日に日華事変が起り全面的な戦争状態に入ったために挙行されなかった。
(31)

地区別競技会

中華民国になってからは中国でも競技会が全国運動会の予選を兼ねて盛んに行なわれるようになり、また地区別大会に出場する選手を選抜のために各省別大会を開催する所もあった。種目別の全国大会、地区別大会も行なわれるようになった。
(32)

地区別大会で最も盛んに行なわれたのは華北運動会で、この大会は民国2年（1913年）に第1回を行ない、民国24年戦時体制が強化されて中止されるまで18回行なわれた。

民国12年から中止になるまでの華北運動会の行なわれた年月と場所は、

第10回 民国12年5月 天津

中国における体育とスポーツ

第 11 回	民国 13 年 5 月	河南省開封
第 12 回	民国 14 年 5 月	山東省濟南
第 13 回	民国 17 年 5 月	北京
第 14 回	民国 18 年 10 月	遼寧省瀋陽（奉天）
第 15 回	民国 20 年 10 月	山東省濟南
第 16 回	民国 21 年 10 月	河南省開封
第 17 回	民国 22 年 7 月	山東省青島
第 18 回	民国 23 年 10 月	天津

であり、競技種目も次第に多くなり、中止された時には、陸上競技（男女）・水泳・サッカー・
⁽³⁵⁾バスケットボール（男女）・バレーボール（男女）・庭球・ソフトボール（女子と男子中学生）、
エキジビションとして相撲・国術・体操の演技が行なわれていた。また第19回からは冬季競技
も行なわれることになっていた。
⁽³⁶⁾

この華北運動会の出場者中から全国運動会或いは極東大会の代表選手が選抜されていた。

競技会が盛んになると各地にグランドが建設されたが、「国民体育実施方案」の施行とともに
なって急速にその数を増し、南京の総理陵園中央体育場（民国20年）、上海江湾体育場（民国24
年）を始めとして民国25年までに全国各地に 2865のグランドが建設された。

対外競技・体育団体の設立

対外競技

中国の政情が安定してくると外国チームが中国に遠征し、また民国13年（1924年）デビスカップ初出場、民国16年卓球チーム日本遠征、民国17年バスケットボールチームアメリカ遠征、民国20年上海両江女子体育学校バスケットボールチーム日本・朝鮮遠征等、中国チームが海外遠征を行ない中国スポーツ界の技術の向上をはかったが、そのほかに国際競技にも出場した。中国の国際競技への出場は極東大会とオリンピックである。

極東大会

極東大会は清の宣統2年（1910年）にフィリピン在住のアメリカ人 E. S. ブラウンにより提唱され、民国2年（1913年）に第1回大会がマニラで行なわれ、第1回から第8回までは2年おき、第9回は3年おき、第10回からは4年おきに行なわれた。中国は第1回から参加していた。第8回までの参加国は日本・中国・フィリピンで、第9回から蘭領印度（現インドネシア）が加わった。

民国12年から中止になるまでの開催場所と年月日は、

第6回 民国12年（1923年一大正12年）5月16日～26日 大阪

第7回 民国14年（1925年）5月16日～22日 マニラ

第8回 民国16年（1927年—昭和2年）8月27日～9月5日 上海

第9回 民国19年（1930年）5月24日～31日 東京

第10回 民国23年（1934年）5月12日～19日 マニラ

競技種目は、陸上競技・水泳・野球・サッカー・バスケットボール・バレー・ボール・庭球であり、陸上競技をトラックとフィールドに分け8種目の優勝をきめ、優勝種目の多い国を総合優勝としていた。

第6回から第10回までの中国の成績は、

第6回 総合3位、優勝種目サッカー。

第7回 総合2位、優勝種目サッカー。

第8回 総合2位、優勝種目サッカー・バレー・ボール。

第9回 総合2位、優勝種目サッカー・バレー・ボール。

第10回 総合優勝の制度廃止、優勝種目サッカー。

第10回大会において満州国の極東大会参加問題を巡って物議をかもし、憲章改正問題に関して日本と中国との意見があわず、最後の定時総会で中国側委員退場と共に日比の意見が一致し、従来の極東体育協会並びに極東選手権競技会（極東大会）は解消され、新たに東洋体育協会並びにその主催の東洋選手権競技会を開催することを決定した。ここに東洋諸国のスポーツ界に大きな影響を与えその発展に貢献した極東大会も開始以来21年でその幕を閉じてしまった。しかしその中国のスポーツ界に与えた影響は非常なものであった。
(37)

オリンピック

オリンピックは1896年（清・光緒22年—民前16年）に第1回が行なわれたが、中国は民国21年（1932年）第10回大会から参加した。

第10回（アメリカ、ロサンゼルス）

陸上競技短距離1名、役員1名。

第11回（ドイツ、ベルリン）

陸上競技・サッカー・バスケットボール・拳闘・水泳・重量挙・自転車・マラソンの選手69名、役員26名、観察員37名、他に国術のエキジビション出場者9名。

当時の中国の水準からして好成績を収めることは出来なかった。

体育団体の設立

各種のスポーツが盛んになり、競技会も盛んに行なわれるようになると、これを統轄する機関が必要となってくるが、中国においても全国運動会の開催、各地区競技会の開催、極東大会への参加等で体育団体が設立された。

民国10年以後に設立されたものは、

中華業余運動聯合会	北	京	民国 11 年
華中体育会	漢	口	民国 12 年
中華全国体育協進会	上	海	民国 13 年
中央国術館	南	京	民国 17 年
中華競走会	上	海	民国 18 年
東北体育協会	北	平	民国 22 年
中央国術体育研究会	南	京	民国 24 年
中華体育学会	南	京	民国 25 年

であるが、東北体育協会は満州事変により東北（満州）が日本の占領下に入ったためにそれまで華北体育联合会（民国2年設立）に属していたものが独立したものである。また、中華民国政府は国術の復興と統一に力を注いでいたのでそれに伴い中央国術館・中央国術体育研究会が設立され、中央国術館から中央国術館組織大綱（民国18年2月公布）、国術考試規則（民国22年8月（38）修正公布）、国術考試細則（民国22年8月公布（39）（40）も出された。中央国術館の経費は国民政府から支出されていた。

- (5) 周 予同著・山本正一訳、「学制を中心とする支那教育史」（昭和18年），東京開成館，191頁。
- (6) 王 凤喈編著，部定大学用書「中国教育史」（民国50年—1961年），国立編訳館，303頁。
- (7) 前掲(6)書，303頁。
- (8) 前掲(6)書，305，307頁。
- (9) 東京文理科大学・東京高等師範学校紀元二千六百年紀念会編纂，「現代支那満州教育資料」（昭和15年），培風館，304～305頁。
- (10) 民国16年（1927年）に教育行政委員会を廃止し，教育部を改組して大学院とした。この大学院制では各省に大学区を置いて教育行政を兼ねさせた。この制度はあまりにも理論的・理想的制度であったので、大学区制もわずかに江蘇・浙江・河北の3省に実施されたにすぎず、猛烈な反対をうけて、1年3ヵ月後にはもとの教育部制にもどった。
- (11) 清末の革命運動の中から生まれ出た中国革命の指導理論で、孫文により提唱された、民族主義・民権主義・民生主義の三者。
- (12) 大学組織法・専科学校法—民国18年（1929年）。小学校法・中学校法・師範学校法・職業学校法（日本の実業学校法）—民国21年。教育部は学校法に従って、小学規程・中学規程・師範学校規程・職業学校規程を民国22年3月に公布した。
- (13) 商務印書館，「中華民国法規大全—民国25年版」（民国25年），商務印書館。
- (14) 前掲(13)書，小学校3826頁，初級中学3882～3883頁，高級中学3921～3922頁，師範学校3993～3995頁，郷村師範学校4030～4031頁，簡易師範学校4064～4065頁，簡易郷村師範学校4097～4099頁，職業学校4128～4136頁。
- (15) 童子軍とは、若干の相違はあるがボーイスカウトと思えば良い。団体訓練として実施。戦前・戦時の日本の中学下級生の徒手教練と同様の意味を持っていたのではないだろうか。
- (16) 前掲(13)書，小学校3875頁，初級中学3885頁，高級中学3924頁，師範学校3977頁，郷村師範学校

4011頁, 簡易師範学校4047頁, 簡易郷村師範学校4081頁。

- (17) 前掲(13)書, 3875~3876頁。初級中学3885頁, 高級中学3924~3925頁, 師範学校3977頁, 郷村師範学校4011~4012頁, 簡易師範学校4047~4048頁, 簡易郷村師範学校4081頁。
- (18) 日本で行なわれていた普通体操と同様のものではないかと思われる。
- (19) 国術の一種である太極拳の基本動作を一連の体操式にしたもの。
- (20) 中国に古代から行なわれていた拳法は各流各派に分派して非常に多くの流派に分れていたが, 中華民国になると正しい姿で国民に教えるために国術という名称で統一した。国術は護身術ではなく保健術として盛んになった。国術については法学研究別冊「教養論叢第6号」の拙稿「中国に於ける医療体操と拳法」参照。
- (21) 銭形の皮を下に敷きその上に銅錢または鉛や錫を置き, その上に鶯または鶏の羽をたばねて皮で縛った一種のはね。これを足で蹴上げて遊ぶ。詳しくは法学研究別冊「教養論叢第5号」の拙稿「中国に於ける遊戯」参照。
- (22) 遠足の授業は日曜に実施するよう規定している。
- (23) 北京生まれ, 国立中央国術体育専科学校卒, 現台灣省立師範大学体育学科主任教授, 50歳。
- (24) 吳文忠編著, 部定大学用書「體育史」(民国46年), 正中書局(台灣・台北), 349頁。
- (25) 前掲(13)書, 3699~3700頁。
- (26) 前掲(24)書, 357~361頁。
- (27) 前掲(24)書, 410~412頁。
- (28) 前掲(24)書, 412~413頁。
- (29) 中華民国政府編, 「全国運動会総報告」運動項目及秩序, 運動成績紀録。
- (30) 前掲(24)書, 415~418頁。
- (31) 前掲(24)書, 419~423頁。
- (32) 安徽省大会, 民国13年(1924年)から実施, はその一例。
- (33) 全国地区別(各地区より代表チームを選出)サッカーダイバ, 民国15年~22年。全国地区別庭球大会, 第1回民国18年。
- (34) 地区別大会は民国2年(1913年)に第1回大会を挙行した華北・華東, 民国12年に第1回大会を挙行した華中, このほか華南でも行なわれた。
- (35) 第1回は陸上競技(14種目)のみ, 第2回にはサッカー・バスケットボール・庭球・野球も加わり, 陸上競技も17種目となり, 第7回からは女子の陸上競技・バレーボール・バスケットボールも行なわれた。
- (36) 中華人民共和国体育運動委員会運動技術委員会編, 「中国体育史参考資料—第三輯—」(1958年), 人民体育出版社(北京), 98~108頁。
- (37) 極東体育協会および極東選手権競技会は解消され, 新たに東洋体育協会およびその主催にかかる東洋選手権競技会を1938年東京で(第1回)開催し, 第2回を1942年マニラで開くことに決定したが, 日華事変, 太平洋戦争のためいずれも中止された。
- (38) 前掲(13)書, 4240~4241頁。
- (39) 前掲(13)書, 4242~4244頁。
- (40) 前掲(13)書, 4244~4251頁。

第6図 踢毽子 ("China Sports"より)



3. 戦 時 下

民国26年（1937年—昭和12年）7月7日北京郊外芦溝橋で起こった発砲事件により日華事変が起り、日本軍は7月末北京・天津を占領し、8月13日には上海に進撃した。国民政府は抗日を声明し、共産軍を改編して第8路軍とし、9月23日に抗日民族統一戦線が結成された。日本軍は11月上海、12月南京を占領し、その後も廈門、徐州、武昌、漢口、廣東と破竹の進撃を続け、国民政府は南京から漢口（民国26年12月）へ、ついで重慶（民国27年10月）へと逃れた。一方日本占領下の北京には民国26年12月14日に臨時政府が、南京には民国27年3月28日に維新政府が樹立された。この両政府は民国27年に重慶を脱出した汪兆銘を主席とする汪政権（民国29年3月南京に成立）に統一された。

民国30年12月に始まった太平洋戦争は民国34年（1945年—昭和20年）8月日本の敗戦により終結し、中国は再び国民政府の手にもどった。

I. 国民政府治下（重慶政権下）

学校体育

文化的発達から見ればその心臓部ともいべき沿海の諸省が日本の占領下に入った。専門学校以上の学校は沿海の諸省の都市に大半が集中していたためにその影響は極めて大であった。日本の占領地区に入った諸省の学校はほとんど重慶政権下の奥地に移転した。⁽⁴¹⁾しかし施設その他は十分整わなかった。

体育関係の学校も、

南京 国立中央大学教育学部体育科 重慶（四川省）

南京 私立金陵女子文理学院体育科 成都（四川省）

北京 国立北京師範大学体育学部 城固（陝西省）

南京 中央国術体育専門学校 長沙（湖南省）・桂林（広西省）・昆明（雲南省）・北碚（四川省）
というよう⁽⁴²⁾に移転した。体育関係の学校の奥地への移転は文科系の移転とは異なり施設の面で非常な困窮を来たしたであろう。

奥地に移転した国民政府の教育制度は学校法の学制であったが、戦時に適するように民国27年3月の国民党臨時全国代表大会において抗戦建国綱領が通過した。その綱領中教育に関するものは、

1. 教育制度および教材を改訂し、戦時教程を推行し、国民道徳の修養を重視し、科学研究を引上げ、設備を充実する。

2. 各種専門技術人員を訓練し、適当に配分して、作戦需要に応ぜしめる。
3. 青年を訓練し、戦区および農村に服務せしめる。
4. 婦女を訓練し、能く社会事業に服務せしめ、もって作戦力量を増加させる。

であり、これに基き民国27年7月に各級教育実施方案が発布され、小学校については民国32年(43)に国民学校法を公布し、各学校の体育設備の最低基準を定め、また、中学校については民国29年(44)2月14日に初級中学・高級中学の各学期毎週授業時数を修正し公布した。それにより初級中学においては各学年共に体育と童子軍がおののおの週2時間(民国25年の学校法と同じ)、高級中学においては各学年共に体育が週2時間、軍事訓練(女子は軍事看護)が週3時間となった(民国25年の学校法では軍事訓練は1学年のみ)。その他に朝の体操が初級・高級中学共に実施され、初級中学では課外運動と童子軍訓練を週3時間、高級中学では週3時間の課外運動を行ない、軍事訓練、軍事看護、特に救護工作に集中すると規定された。(45)

民国31年3月に「小学校体育課程標準」を公布し、専門学校、大学については「専科以上学校体育実施方案」を民国29年に公布し、体育は毎週少なくとも2時間とし各学年共に必修とし、教材は中学に同じと規定した。しかし大学の科目表によると各学部共に体育は必修としているが単位に換算せず、少なくとも4学期間実施するとしている。そのために授業時数の上で法令と衝突てしまっている。大多数の学校では始めの2学年のみに実施して後の2学年は学生の自由にまかせていた。(46)

体育教員の養成

体育教員養成の学校の一部は日本占領下の地区から逃れて国民政府下の奥地に移ったが、体育教員養成の学校のほとんどが沿岸諸省にあったために日本の占領地区に入ってしまった。そのために国民政府治下にいくつかの体育教員養成の学校が設けられた。

それは、

広東省立文理学院体育専攻科、広東省曲江、民国28年(1939年—昭和14年)、年限3年、第1回卒業生10人。

国立師範大学体育童子軍専攻科・同体育学部、湖南省藍田・淑浦・南嶽、民国28年(学部の設立は民国31年)、修業年限専攻科3年、学部4年、民国32年専攻科廃止。

国立重慶師範学校体育科、四川省北碚、民国29年、年限3年、女子学生のみ取容、終戦後南京に移り江蘇省立江寧師範学校となる。

四川省立成都師範学校体育科、四川省成都、民国30年、年限3年。

私立燕京大学体育学部、四川省成都、民国30年、年限4年、金陵女子大学に同居、卒業生2人。

国立女子師範大学体育専攻科、四川省白沙、民国31年、年限3年。

国立湖北師範大学体育専攻科，湖北省恩施・江陵，民国31年，年限2年。

国立体育師範専門学校，四川省江津（終戦後湖北省武昌に移転），民国31年，年限5年，初級中学卒業生が入学資格。

福建省立体育専門学校，福建省永安，民国31年，年限2年。

中央幹部学校体童科（体育童子軍科），四川省重慶，民国33年，年限2年。

四川省立体育専門学校，四川省成都，民国32年，年限2年。

国立貴陽師範大学体童科（体育童子軍科），貴州省貴陽，民国33年？，年限2年。

国立中山大学体育学部，廣東省広州，民国34年，年限4年。⁽⁴⁸⁾

で13校の多きに達したが，学生数は多くなく，学生の多い所で40人くらい，少ない所では10人以下という状態であった。これらの学校の中には戦時の需要を充たすために建てられたものがあり，戦争終了と同時に廃校になったものもあった。

中国奥地に国民政府が移転したために中国奥地の教育が振興され，そのために奥地の教員が不足したために中国奥地に各種の教員養成の学校が設けられた。しかし，つぎつぎと場所が変わったりしたものもあり，施設としては十分でなかった。

社会体育

国民政府は民国27年（1938年—昭和13年）10月に重慶に移転したが，民国23年9月11日に教育部は「体育場規程」を公布し（教育部21801号部令），民国29年の双十節（10月10日）に全国国民体育会議を召集し全国の体育の大計を討議した。また，教育部は令7017号で「国民体育実施方針」を民国30年2月4日に公布し，国民政府は民国30年9月9日に「国民体育法」を修正公布⁽⁵¹⁾⁽⁵²⁾した。これらにより戦時下の体育の方針が決定された。

教育部は9月9日を体育節とする「体育節（9月9日）举行辦法要點」を民国31年6月9日に（教育部第22256号部令）布告として発布し，体育節には学校，団体では国民体育活動を行なうように規定し，実施種目としては，時・場所・参加者により，国術・競走・登山・水泳・乗馬・ボート・自転車・重量挙・陸上競技・球技等を適当に行なうと規定した。全国体育協会も民国30年に重慶で再組織され，支部も12カ所の省県に設けられた。⁽⁵³⁾

国民政府がこのように体育に力を入れていたので民国30年10月10日の國慶節に重慶で体育の大示威運動が行なわれ，民国33年には重慶・成都の両都市で数万人が参加して行なわれた。⁽⁵⁴⁾

競技会については，民国33年に重慶で公務員競技会が開催されたがその記録も不明であるし他の競技会については資料も乏しくほとんど不明に近いが，戦時下という点を考えると大きな競技会は行なわれなかつたのではないかと考えられる。

祖国を守る健全な力強い国民をつくるためには青少年の体育活動を盛んにすることが必要であるのは，体育史の示す所であるが，国民政府も青少年の体育には大いに力をそそぎ，民国33

年には三民主義青年団に体育指導委員会を設けた。また、体育に関する法令も前に記したもの
の他に、「體育場規程」民国28年9月11日（教育部令第21801号公布）、「各省市教育行政機關體
育行政工作競賽辦法」民国30年3月21日（教育部令第10846号公布）、「各省市國民體育委員會組
織通則」民国31年2月21日（教育部令第6570号發布）、「體育場工作實施辦法」（教育部令第10420号公
布），「體育會組織辦法」民国33年8月¹⁴₉日（教育部令第³⁹⁶³⁶₇₁₆₀₁号公布），「教育部國民體育委員
會組織條例」民国34年6月9日（国民政府公布）⁽⁵⁵⁾が出された。⁽⁵⁶⁾これらにより国民政府が体育と
いうものを重要視していたことをすることが出来る。⁽⁵⁷⁾

II. 日本占領下

日華事変の結果日本の占領下に河北・山東・山西・河南・江蘇・湖北・安徽・浙江・廣東が
入ったが、全省をその勢力下に入れたのではなく大都市を含む点と線を占領したか、省の一部
を占領していたにすぎなかった。

国民政府の奥地の移転にともない、華北には北京に民国26年12月14日（1937年—昭和12年）に
臨時政府が、華中には民国27年3月28日に維新政府が成立した。しかしこれは完全な日本軍の
かいらいで、まったく無力な存在であった。そこで旧制度の温存を望む国民党右派に目をつけ
民国27年12月、抗戦の前途を見限った汪兆銘を重慶から脱出させることに成功した。そして民国
29年3月、南京に汪を首班とする中華民国国民政府（汪政権）を成立させ、臨時・維新の両
政府を統一した。しかしこれも、完全な日本のかいらい政権であった。

学制の改革

政権が変われば学校制度が改革されるのは当然である。

臨時政府は、

1. 党化抗日教育の絶滅
2. 新日滿思想の徹底
3. 防共精神の普及
4. 新民主義の養成

の新教育指導の一大根本方針を定め、臨時政府の成立宣言に抵触する部分を除いて民国学校法
をとりあえず採用した。かつ総ての学校で日本語を必修とした。⁽⁶¹⁾

維新政府は、「中華民国維新政府政綱」第7条で「中国固有の道徳文化を本となし、世界の
科学知識を吸収し、以って理智精粹、体力強健なる国民を養成し、従前の矯激なる教育、怪奇
なる学説を根本的に廓清する。」と述べ国民政府の党化排日教育を排撃し、学制を小学校6年
(初級小学校4年、高級小学校2年)、中学校5年とし、日本語と英語を必修課目とした。⁽⁶²⁾

民国29年3月に成立した汪政権は政綱第10条に「反共和平建国を以って教育の一大方針とな

し、科学教育の重大性を提唱し、あらゆる軽佻浮薄な従来の学風を一掃すべし」と規定し、三民主義教育をとり上げ、学制も「民国学校法」の学制にもどした。⁽⁶³⁾

汪政権は大学の復活にも力を入れ、北京大学、廣東大学が復興したが、中央大学（南京）、上海大学、廣州大学（廣東）が復興または設立され、北京師範学院（中国の学院は單科大学、学院を大学と訳して来たが、ここでは後に師範大学となるので原文のまま学院としておく）を始めとして公私の専門学校・大学の創設も促進された。⁽⁶⁴⁾

学校体育

日本が占領直後で未だ臨時政府が成立される以前の北京市地方維持会文化組の時代に、学校教科目の変更を行ない、軍事教練・童子軍を廃して、これに代えるのに国術を実施し、通背・太極・形意の中の一つを選択させることにした。⁽⁶⁵⁾

次いで臨時政府が成立すると、民国27年4月15日に中華民国臨時政府教育部訓令（令字第246号）の8条に「中小学従来の体育課程は其の名称を体育となし一切の教課は体操運動及国術を適宜分配すべし」、第9条に「童子軍は少年団と改称し、団体訓練、紀律訓練及服務精神を以って実施の目標となし軍隊式の聯合編制を廃して各校単独に処理するを原則とし、某々学校少年団と称す」と規定された。⁽⁶⁶⁾しかし、その後高級中学以上の学校では軍事教練を回復した。⁽⁶⁷⁾

汪政権教育部は、軍事訓練および童子軍教育も漸次復活し体育科の一科はただ学校内部のみ止めることなく広くこれを実施させるという方針を打ち出した。⁽⁶⁸⁾

民国27年（1938年）8月24日に臨時政府は、「学校法」の各学校令を修正公布したが、それによると体育の授業は、

小学校

1・2学年——唱歌遊戯で週180分。

3～6学年——体育を週150分。体育の時間の3分の1は国術に当てる。

5・6学年（高級小学校）には童子軍の時間を設けるを得る。その時間は体育の時間に配当する。

初級中学校

初級中学の体育は毎週3時間としその内1時間は国術とする。童子軍を実施するようになつた時には体育の時間より1時間を抽出し、別に1時間を加えて週2時間童子軍の時間を設ける。

高級中学校

各学年共に週3時間、内1時間は国術、軍事教練を実施する時には体育の時間より1時間を割く。

師範学校

各学年共に週3時間、内1時間は国術、小・中学校に童子軍の授業が実施されるようになつた時には体育より1時間を割き、新たに1時間の童子軍の授業を加え2時間の童子軍の授業を実施する。

また、各学校共に毎朝10分間の体操を実施する。

汪政権成立後（民国29年3月以降）は軍事訓練と童子軍教育も復活されたので、体育の授業時間数も「童子軍・軍事訓練実施のさいには」というのに変更された。⁽⁷¹⁾

民国30年（1941年—昭和16年）6月現在の各学校の体育の授業は、

小学校

1・2学年——唱遊で180分。3学年——

体育120分。4学年——150分。5・6学年——180分。

初級中学校

各学年共に体育2時間、童子軍3時間、内2時間は課外とする。

高級中学校

各学年共に体育2時間、軍事訓練は第1学年の前期3時間、後期2時間。毎日1時間を朝の体操と課外運動の時間とする。

師範学校

各学年共に体育2時間、軍事訓練（女子は軍事看護）第1学年3時間。毎日1時間を朝の体操と課外運動の時間とする。⁽⁷²⁾
となっていた。

体育教員の養成

日本の占領地区となった地方にあった多くの体育教員養成の学校は奥地に移転したか、或いは廃校になってしまったために新たに体育教員養成の学校を設立した。

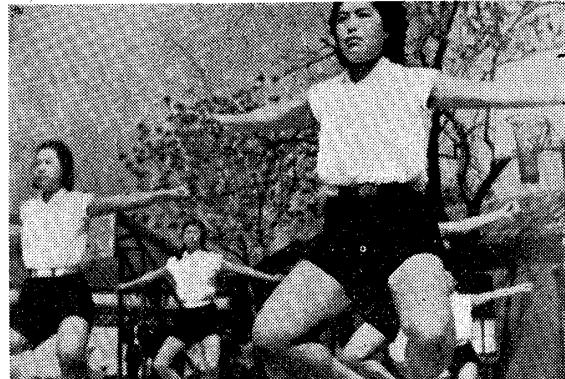
国立北京師範学院体育科——旧国立北平師範学校跡に民国27年3月に設立、院長王謨、年限4年、学生各学年20名。

国立北京女子師範学院体育科——旧北平女子文理学院跡に民国27年3月に設立、院長張愷、年限4年、学生各学年20名。

国立北京師範学院と国立北京女子師範学院の名誉教授として日本人藤村作博士を招聘し、他に23名の日本人教員が赴任。⁽⁷³⁾

国立北京師範大学体育学部——国立北京師範学院・国立北京女子師範学院を合併し民国30年

第7図 女子学生の体育授業（「大陸の風貌」より）



11月設立、体育学部主任林朝権、体育学部の日本人教員は岡部平太・石津誠・木村静雄・渡辺某、年限4年、1学年40名、民国34年終戦に伴ない解散。卒業生は師範学院より通算して7回。授業内容は体操・遊戯・陸上競技・サッカー・バスケットボール・バレー・ボーリー・秩序運動・国術等で華北体操教授要目草案（昭和14年の日本の指導要項を参考として作製）に従って授業を行なう。
(74)

北京市立体育専門学院——民国27年10月設立、校長李洲、本科3年、師範科2年、学生数60名、教員数33名。
(75)

国立南京師範学校体育専攻科——南京師範学校は民国28年1月設立の中華民国維新政府教育部直轄臨時教員養成所を汪政権成立の民国29年に改組し体育科を設置。
(76)

教員の再教育として華北に於ては民国28年から夏期に暑期講習と名づける体育の講習会を行なった。民国29年6月には北京・青島・濟南において実施された。
(77)

体育団体の設立と競技会の開催

体育団体

新中国体育協会——民国27年の夏、上海で開催した小学校教員夏期講習会閉会式後相集って相互の連絡および国民体育指導を図る趣旨の下に、新中国体育協会組織の打ち合せをし、同年8月12日に発起人会を開催し内外の体育関係者に宣言を発布した。教育部は9月6日に教育部第424号付をもってその設立を認可した。事務所は南京朱雀。会長は教育部顧澄、副会長は内政部次長張康輝。分会として上海に大上海体育協会が設立され、次いで杭州・蘇州にも分会が設けられた。

事業としては、

1. 公共体育場の設置
2. 秋季の華北・華中連合体育大会の開催
3. 日本に選手派遣
4. 国民体操の普及

を行なうと規定した。本協会主催でサッカー・バスケットボール大会を開催した。
(78)

体育委員会——汪政権教育部は全国の体育行政の統制と、全国の体育を発展させるために民国29年冬に体育委員会を設け諸民謹を委員長とし京滬の体育専門家を委員として第1回会議で
(79)

重要案件を議決し、この時、太極拳体操を国民体操とし、全国統一の体操教材とした。
(80)

華北体育協会——新民会においては華北新民体育協会を設立して、華北体育運動の指導に当(81)って來たが、体育運動競技は教育行政方面とも密接な関係にあるので、行政機関の教育総署等の関係を調整して、眞に華北一円を包括する体育運動競技各団体を統合する団体設立の要望に応ずるため、民国29年10月25日留日同学会において関係各方面協議の結果、既存の華北新民体

育協会を拡充し華北体育協会と改称した。地方分会は民国30年6月までに5省3特別市に設立された。

華北体育協会の事業は、

1. 運動競技と関係ある講演会、講習会、映画会及び巡回指導等を行なう。
2. 運動競技と関係ある各種施設の計画並びに指導。
3. 各種体育大会並びに競技大会の挙行。
4. 各種運動競技団体選手、指導員、並びに審判員の登記並びに記録の審定およびその登記に関する事項。
5. 各種運動競技規則および器具の統制、審定に関する事項。
6. 国術の指導および奨励に関する事項。
7. 其の他本会の目的達成に必要な事項を行なう。
(82)

と華北体育協会規約に規定されている。

各分会の設立は山西分会民国30年6月11日、青島分会民国30年1月。

競技会の開催

新中国体育協会、華北体育協会はいずれもその事業として競技会の開催を挙げているのでもわかるように競技会の開催に力を入れていたが、戦時下でもあり、かなりの指導者が奥地に移住をしていたので記録的にはみるべきものがなかったといわれている。

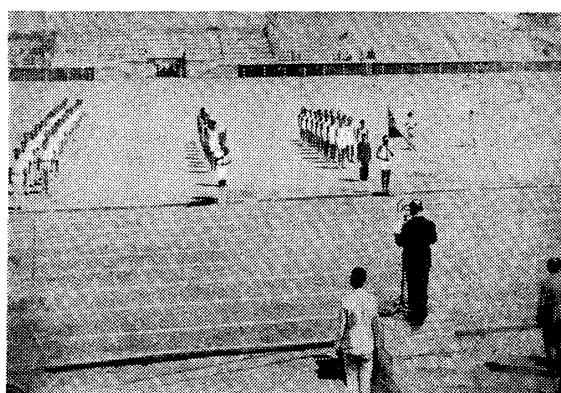
日満華交歓競技大会

第1回 民国28年9月 1日～3日新京大会、5日～6日奉天大会。中国の出場種目は陸上競技・バスケットボール・サッカーで、陸上競技は両大会共に日本・満州・中国の順であり、バスケットボールとサッカーで満州に勝ったのみであった。
(83)

第2回 民国29年6月5日～9日東京大会、13日～16日大阪大会。日本の紀元2600年を記念して東亜大会の名称で日満華3国のほかにフィリピン・ハワイを加えて開催。中国ではこの東亜大会に出場する選手を各省予選、華北・華中予選、全国大会を行ない、中国代表選手80余人を派遣した。出場種目は、陸上競技・サッカー・バスケットボール・卓球・国術の5種目であり、その成績もみるべきものはなかった。
(84)

第3回 民国31年8月8日～11日、新京において満州建国10周年を記念して開催。中国の出場種目は、陸上競技・バスケットボール・

第8図 北京における日華対抗陸上入場式
(台灣師範大學楊基榮教授所蔵)

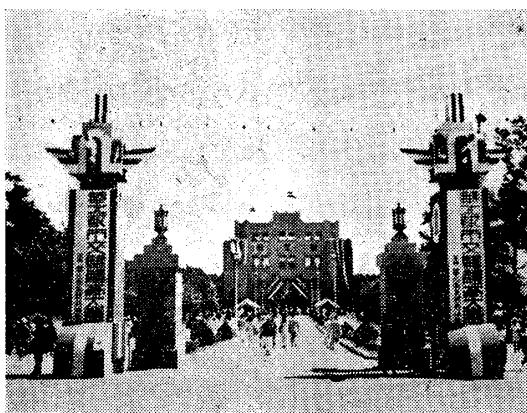


バレーボール・卓球であり、中国は卓球の公開競技で優勝、軟式で優勝、硬式で2位になったほかはすべて第3位であった。
(85)

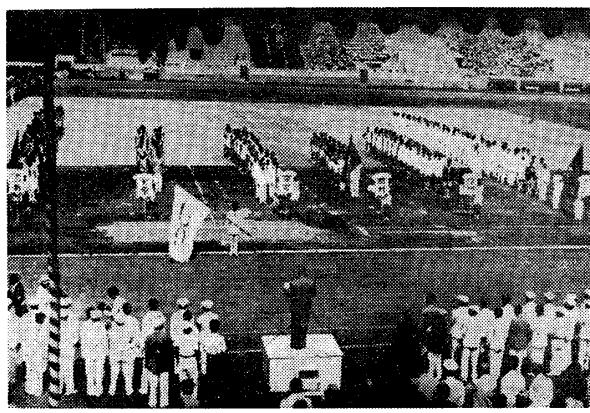
この日満華競技会の終了後第1回には中国が朝鮮に遠征して鮮華対抗競技会を、第3回には一部の日本選手を北京に招待して日華競技会を行なった。

鮮華競技会は民国28年9月9・10日の両日において開催され、結果は陸上競技で67対66で勝っただけで、バスケットボール・サッカーは敗れた。

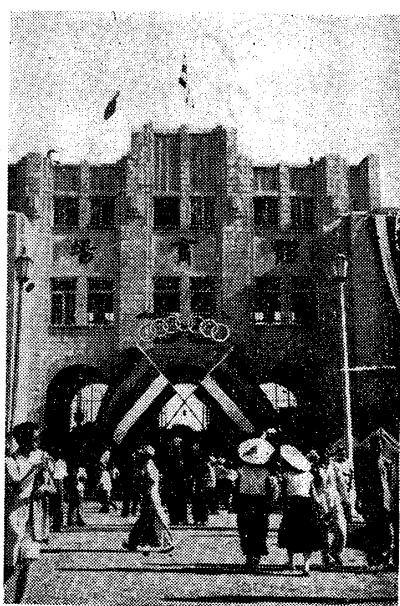
第9図



第11図



第10図



第9図は華北都市交驥体育大会会場。

第10図は同グランド入口。中央のマークの輪の数は出場の都市の数を表わす。

第11図は同入場式。（いずれも台湾師範大学楊基栄教授所蔵）

その他に華北体育大会（第1回民国29年、第2回民国30年10月於天津、第3回民国31年10月於北京）、華北都市交驥体育大会（民国30年7月於青島）が行なわれたが、その他に各都市でも競技会、サッカー・バスケットボールの大会、学校対抗の大会、体育大会等を行なっていた。しかし、日本の敗色が濃くなるにつれて行なわれなくなった。
(86)

どのようなものが行なわれていたかの例として、民国30年（1941年—昭和16年）4月2日の午後、北京市先農壇競技場で行なわれた華北政務委員会成立一周年記念体育大会のプログラムを紹介すると、

1. 新民体操（ラジオ体操）
2. 体育舞踊（土風舞）
3. 国術（太極拳）、徒手
4. 大日本体操

5. マット運動
6. 平行棒
7. 団体体操
(87)

となっている。

- (41) 雲南省に設けられた西南聯合大学は、北京・清華・南開の3大学の聯合したもの、また南京の中央大学・金陵大学・上海の交通大学・武昌の武漢大学等10数校が四川省に、浙江大学が広西省に、というように移転した。
- (42) 前掲(24)書、353~360頁。
- (43) 趙如珩著、「中國教育十年」(昭和18年)、大経書院、172~186頁。
- (44) 多賀秋五郎著、「中国教育史」(昭和30年)、岩崎書店、122頁。
- (45) 前掲(43)書、186~190頁。
- (46) 教育部國民體育委員會編「體育法令彙編」(民国41年再版)、東方書店(台灣・台北)、11~23頁。
- (47) 前掲(24)書、331~332頁。
- (48) 前掲(24)書、362~364頁。
- (49) 前掲(46)書、80~87頁。
- (50) 1911年10月10日に武昌で革命軍が蜂起した日を記念して国慶日とした。10月10日なので双十節ともいう。
- (51) 前掲(46)書、2~3頁。
- (52) 前掲(46)書、1~2頁。
- (53) 前掲(46)書、93~94頁。
- (54) 前掲(24)書、334頁。
- (55) 前掲(46)書、80~87頁。
- (56) 前掲(46)書、6~7頁。
- (57) 前掲(46)書、5~6頁。
- (58) 前掲(46)書、87~91頁。
- (59) 前掲(46)書、94~95頁。
- (60) 前掲(46)書、3~5頁。
- (61) 前掲(43)書、97~98頁、108頁。
- (62) 前掲(43)書、112~113頁。
- (63) 前掲(43)書、128頁。
- (64) 小学校(初級3年、高級3年)、中学校(初級3年、高級3年)。
- (65) 国立上海大学——復旦大学跡に民国30年9月設立。国立北京大学——旧国立の北京・北平・清華・交通大学を統合し民国27年9月設立。北京外国语専門学校——民国27年3月設立。北京藝術専門学校——民国27年5月設立、等。
- (66) いずれも国術の一流派。
- (67) 興亞院華北連絡部編、「北支に於ける文教の現状」(昭和16年)、興亞院華北連絡部、28頁。
- (68) 前掲(67)書、33頁。
- (69) 前掲(43)書、147頁。

第12図 新民体操
(「大陸の風貌」より)



- (70) 前掲書(43), 131頁。
- (71) 前掲(67)書, 84~91頁。
- (72) 関野房夫著, 「中華民国教育事情」(昭和18年), 育英書院, 51~64頁。
- (73) 前掲(67)書, 68頁。
- (74) 立命館大学木村静雄教授(元北京師範大学助教授)談。
- (75) 前掲(67)書, 70頁。
- (76) 前掲(43)書, 118頁, 153頁。
- (77) 前掲(74), 木村氏談。
- (78) 前掲(43)書, 125~126頁。
- (79) 京は南京, 滬は上海。
- (80) 前掲(43)書, 166頁。
- (81) 日華事変中, 華北かいらい政権(臨時政府および華北政務委員会)と表裏一体の関係にあった民衆団体。正しくは中華民国新民会。満州国の協和会, 日本の大政翼賛会のごときもの。
- (82) 前掲(65)書, 136~141頁。
- (83) 朝日新聞社編, 「朝日運動年鑑—昭和15年—」(昭和15年), 朝日新聞社。
- (84) 前掲(67)書, 165頁。
- (85) 朝日新聞社編, 「朝日運動年鑑—昭和18年—」(昭和18年), 朝日新聞社。
- (86) 華北政務委員会編, 「二周年紀念華北政務委員会施政紀要」(民国31年), 華北政務委員会, 北京特別市公署9頁, 天津特別市公署13頁, 青島特別市公署19頁。
- (87) 木村静雄教授所有のプログラムによる。

4. 太平洋戦争の終結から中華民国政府の台湾移転まで

民国34年(1945年)8月日本の敗戦により太平洋戦争は終結し, 民国26年7月日華事変以来の日本の中華民国の占領は終り, 中華民国は国民政府の手にもどった。

終戦と共に中国国民党と中国共产党の対立は激しくなり, 国共合作は完全に破綻した。しかし, アメリカの調停により国共停戦がなり, 1946年1月には重慶で政治協商会議が開催されたが, 国民党が単独で憲法を制定し民国36年1月にこれを公布したので国共内戦となった。国民党軍は始め優勢であったが, 民国36年夏ごろからこれが逆となり, 次第に各地を共産軍に占領され, 民国38年(1949年—昭和24年)には国民政府は台湾に移転した。

体育・スポーツが盛んに行なわれたのも国民政府が一応中國大陸の大半を統治していた民国37年ごろまでと考えられる。内戦が激化すれば学校教育も正規には行なわれなくなり, 競技会の開催も不可能になるのは当然である。

学校体育

各学校の体育の授業時数, 授業内容は「民国学校法」を重慶において修正して公布したものに従って実施された。

体育教員の養成

国民政府が南京に還都すると同時に奥地に移転していた大学・専門学校もあいついで旧所在地にもどった。その中には体育教員養成の学校も含まれていた。

しかし、民国20年（1931年）の9・18事変（満州事変）以後日本の占領下に入った満州には満州国が設立した体育教員養成の学校はあったが日本の敗戦により廃校になってしまった。

この時期に設けられた体育教員養成の学校は、清の光緒21年（1895年—明治28年）以後日本の領土となっていた台湾と満州に設けられたものが主である。

それは、

遼寧省立師範専門学校体育科、満州・遼寧省、民国35年、年限2年。

国立長白師範大学体育学部、満州・吉林省永吉、民国35年、年限4年、旧満州国高等師範体育科の学生を収容。

河北省立女子師範大学体育学部、天津、民国35年、年限4年。

吉林私立中正体育専門学校、吉林省永吉、民国35年、年限2年。

河北省立師範専門学校体育科、河北省保定、民国35年、年限2年。

安徽省立安徽大学体育童子軍科、安徽省蕪湖、民国35年、年限2年。

河北省立天津師範学校体育科、天津、民国35年、年限3年。

台湾省立師範大学体育学科、台湾省台北、民国35年、年限4年、旧制台北高校跡に設立、民国37年より5年制、民国43年より体育衛生教育学科となる。中学以上の体育教員を養成。

台湾省立台北師範学校体育科、台湾省台北、民国36年、年限3年。小学校の体育教員を養成。⁽⁸⁸⁾
である。台湾を除いた地方の学校は設立後まもなく共産軍の占領下に入ったので卒業生を出したかどうかは不明である。ただ国立長白師範大学体育学部では満州国高等師範体育科に在学していた学生20余人が満州失陥前に卒業している。⁽⁸⁹⁾

競技会の開催

中華民国政府は終戦直後の民国34年9月11日に教育部令第46067号で「全國運動大會及各省市縣運動會舉行辦法」を公布した。同法により、2年に1回秋に全国運動会を首都と他の都市で、省市運動会は年1回、県市（この市には特別市を含まない）運動会を年1～2回開催することが決定された。⁽⁹⁰⁾

第7回全国運動会

第7回全国運動会は民国26年（1937年—昭和12年）に挙行されることになっていたが、日華事変・太平洋戦争のために延期され、民国37年（1948年—昭和23年）5月5日～13日上海で挙行された。

第7回全国運動会には南京國府門から上海江湾の会場まで聖火リレーが行なわれ、380粍を65人でリレーした。本大会の参加人員は32省、12市、9華僑団体、陸海空軍、警察の58チーム

中国における体育とスポーツ

で、参加人員は男女あわせて3,000人近くで、その中には台湾・東北(満州)からの選手もいた。また、観衆は10万人をこえた。

本大会の競技種目は男子は、陸上競技・水泳・重量挙・拳闘・サッカー・バスケットボール・バレー・ボール・庭球単・庭球複・ソフトボール・卓球単・レスリングの11種目、女子は、陸上競技・水泳・バスケットボール・バレー・ボール・ソフトボール・庭球単・庭球複・卓球単・レスリングの9種目。公開演技として、器械体操・飛込・水球(男女)・野球・弓(男女)・拳術(男女)・バドミントン(男女)・競走・小型サッカーが行なわれた。

競技結果は、

男 子

陸上競技 1位台湾、2位空軍、3位上海、4位空軍。

水泳 1位香港、2位マレー華僑、3位フィリッピン華僑、4位インドネシア華僑

球技優勝 サッカー香港・警察・陸軍、バスケットボール上海、バレー・ボール広州・香港・警察、ソフトボール台湾省、庭球単広州、庭球複香港・警察、卓球台湾省。

拳闘・重量挙・レスリング略。

女 子

陸上競技 1位青島、2位河北省、3位広東省。

水泳 1位香港、2位台湾、3位マレー華僑、4位タイ華僑。

球技優勝 バスケットボール上海、バレー・ボール台湾省・湖南省・上海、庭球単広州、庭球複インドネシア華僑、卓球香港、ソフトボール広東省。

レスリング 上海。

となっており、陸上競技で8、水泳で6の中国新記録が生まれた。球技は6チームで決勝リーグを行なったために同率で優勝チームが3チームも生じるという結果になった。
(91)

第14回オリンピック大会

民国37年(1948年)英國ロンドンで行なわれた第14回オリンピック大会に中国は、陸上競技・水泳・サッカー・バスケットボール・自転車に出場の選手33人、役員22人を派遣した。成績はみるとべきものがなかった。
(92)

その他民国35年には南京で公務員競技会が行なわれた。この公務員競技会の第1回は民国33年に重慶で行なわれたものである。また、民国35年に南京で中等学校体育表演会が行なわれたというように各種の競技会が行なわれた。しかし、競技会というものは世の中がおちつくと盛んに行なわれるものであるので、この時期の国民政府治下では共産党との内戦で物情騒然としていたので、それほど盛大に各地で行なわれたとは考えられない。

(88) 前掲(24)書、364~366頁。

- ・(89) 前掲(24)書, 364頁。
- ・(90) 前掲(46)書, 92~93頁。
- ・(91) 前掲(24)書, 424~428頁。
- ・(92) 前掲(24)書, 382頁。

む　　す　　び

壬戌学制発布から太平洋戦争を経て中華民国政府が台湾に移転するまでの体育とスポーツについて述べたが、この時期は清朝滅亡後の中国の内戦も終りに近づき、民国17年に国民政府は中国を統一した。しかし、日本の大陸進出にともない、民国20年（1931年—昭和6年）の9・18事変（満州事変）、民国26年（1937年—昭和12年）の7・7事変（日華事変）と相次いで起こり、7・7事変により沿海の諸省が日本軍に占領され、国民政府は奥地に移転し、日本の占領下には、かいつらい政権が樹立された。民国30年（1941年）に始まった太平洋戦争も日本の敗戦により終り、中国全土も国民政府の手にもどったが、戦後国共の内戦は激化し、内戦の初期に優勢だった国民政府軍も民国36年後半から守勢に立ち各地を占領され、民国38年には国民政府は台湾に移転した。

国民党は民国11年（1922年）に「壬戌学制」を公布し、それまでの日本式の学制にかえてアメリカ式の6・3・3・4制を採用した。国民党は中国を統一した民国17年に「戊辰学制」を公布し「壬戌学制」を修正し、この「戊辰学制」を徹底するために民国18年に「学校法」を公布し、この「学校法」に従って各学校法と各学校の規定を公布した。この「学校法」により国民政府の学校系統は確立され、各学校の体育の目的・授業時数・授業内容が明確に示され、体育教員養成の学校も次々と設立された。

国民政府の奥地移転にともない沿海諸省の学校も奥地に移転し、奥地にも新たに学校が設けられた。また、国民政府も体育を奨励する法令を次々と発布した。

各種の競技会も中国の内政の安定と共に盛んに行なわれるようになり、全国運動会・華北運動会も前の時代につづいて盛んに行なわれ、その他に地区別大会、種目別大会も行なわれるようになり、「國民體育實施方案」の施行により各地の運動場も整備された。また、中国チームの海外遠征も行なわれ、極東大会・オリンピック大会にも参加しスポーツも盛んになった。戦時には競技会も行なわれなかったが、終戦後、全国運動会も復活され、オリンピックにも参加し再び競技会も行なわれ、スポーツも復興しかけたが、国共内戦のために中断されてしまった。

本論文で扱った時期の中国の体育とスポーツは、国内が安定して盛大になると日本の大陸進出、終戦により復興すると国共内戦、というように盛大になろうとするとその芽がつまれてしまった。そのため記録的にはたいしたもののがなかった（もちろん中国記録は更新されていった）。

中国における体育とスポーツ

国共内戦により台湾に移転した国民政府は戦時体制下にあるが一応安定して政権を維持しているので、台湾において体育・スポーツがどのように発展していくであろうか。国民政府の台湾移転以後については稿を改めて述べる。

[附 記]

稿を終るに当り、資料蒐集に訪台した際に、台湾省立師範大学吳文忠教授、楊基榮教授、台湾省立体育専門学校校長周鶴鳴教授には資料につき色々と御教示を賜わり、かつ御蔵書の御恵贈をいただき、立命館大学木村静雄教授、神奈川県立鶴見高校横沢昂氏には、日本占領下の華北の体育・スポーツについて種々の御教示を賜わった。ここに特記して、あつく御礼申し上げる。

本稿は昭和36年後期慶應義塾学事振興資金による研究である。

(昭和37年6月24日)

体育研究所紀要第1巻第1号正誤訂正			
	(誤)		(正)
18頁2行	光緒21年(1895年, 明治28年)		光緒25年(1899年, 明治32年)
21頁18行	民国10年5月 沈陽		民国10年5月 潘陽(奉天)